

定款第4条 目的

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に関する専門的な知識の普及と技術の向上により、ビルメンテナンス業界の資的向上を図り、多数の者が使用し、または利用する建築物における衛生的な環境の確保を期するとともに、地域環境美化等に取り組うことによって、公衆衛生の向上と増進に寄与することを目的に、公益事業を主体として、次のとおり事業計画を策定し積極的に取り組むこととする。

都市環境の日委員会

委員長 人見 嘉伸

2025年

2026年

都市環境の日委員会 年間事業フレーム

事業名	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
都市環境の日					○								
					10/3予定								

* 委員会は原則月1回実施する。

* 第1回目の委員会において新部会長を選任し、前部会長の荻本晋吾氏にも協力いただき進行していく。

* 事業は当協会が中心となり計画し、当日の作業は一般社団法人兵庫県ペストコントロール協会、公益社団法人全国建築物飲料水管理組合山陰山陽支部と当協会で組織する兵庫県建築物環境衛生連絡協議会として実施する